

## 狭山市緑の基本計画 用語集

---

### 【あ行】

#### 運動公園

都市公園法に基づく都市公園のひとつで、都市住民全般を対象に主として運動のために利用することを目的とする公園。都市規模に応じ、1箇所あたり15～75haを標準として設置する。

#### オープンスペース

公園・広場・河川・農地など、建築物などによって覆われていない土地の総称。空地。災害時には、火災の焼け止まり機能を果たすなどし、一時的な避難や活動拠点などとしても活用される。

#### 温室効果ガス

地球温暖化の原因となる温室効果を持つ気体のこと。二酸化炭素・メタン・亜酸化窒素などがある。

### 【か行】

#### 街区公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として街区の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり0.25haを標準として設置する。

#### 協働

多様な部門や組織が、同じ目標を目指して、それぞれの力を持ち寄り、対等の立場で協力してともに働くこと。

#### 近隣公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として近隣の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり2haを標準として設置する。

### 【さ行】

#### さいたま緑のトラスト基金

トラスト保全地の取得や保全・管理に要する経費の財源とするために、埼玉県が設置した基金。基金は県民からの寄付金などによって積み立てられている。

## 市街化区域

都市計画区域のうち、市街化を促進する区域で、既成市街地と概ね 10 年以内に計画的に市街化を図るべき区域。

## 市街化調整区域

都市計画区域のうち、市街化を抑制するために定める区域。

## 施設緑地

目に見える緑地として保全・整備する緑地。都市公園、児童遊園、市民農園など。

## 市民緑地

都市緑地法に基づき、地方公共団体などと緑地の所有者が契約を交わして借り受け、一定の期間に市民に開放する緑地。

## 住区基幹公園

安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション・休養のためのスペースを確保し、住民の日常的で身近な利用に供するために設置される基幹的な公園。その機能から街区公園・近隣公園・地区公園に区分される。

## 生産緑地地区

生産緑地法に基づき、市街化区域内の保全する農地として指定されたもの。

## 生物多様性

あらゆる生物種が多種多様に存在し、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態。さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様性までを含めた概念。

## 総合公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市住民全般の休息、観賞、散策、遊戯、運動など総合的に利用することを目的とする公園。都市規模に応じ、1箇所当たり 10～50ha を標準として設置する。

## 【た行】

### 地域制緑地

一定の区域について、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地。風致地区、保存樹林、地区計画による緑地など。

## 地球温暖化

石油や石炭などの化石燃料の燃焼や森林の伐採などにより二酸化炭素などの温室効果ガス（太陽からの熱を封じ込め、地球の大気を暖める効果があるガス）の濃度が上昇し、地球全体の平均気温が上昇する現象。

## 地区公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として徒歩圏内の居住者の利用を目的とする公園。1 箇所当たり 4ha を標準として設置する。

## チップ

植栽管理時に伐採、剪定される樹木や枝を、公園の園路の敷ならしなどに用いるために粉碎機で砕かれたもの。

## 特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県または市町村が都市計画に定める地区。

## 都市基幹公園

都市を単位として、安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために設けられる基幹的な公園。その機能から総合公園と運動公園に区分される。

## 都市計画区域

市町村の行政区域にとらわれず実質上一体の都市として整備し、開発し及び保全する必要がある区域。

## 都市公園

住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで、様々な規模、種類のものがあり、その機能、目的、利用対象等によって(1)住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、(2)都市基幹公園（総合公園、運動公園）、(3)大規模公園（広域公園、レクリエーション都市）、(4)国営公園、(5)特殊公園、(6)緩衝緑地、(7)都市緑地、(8)緑道に区分される。

## 都市緑地

主として、都市の自然的環境の保全・改善や都市景観の向上を図ることを目的として設置される都市公園。

## **都市緑地法**

良好な都市環境の形成を図るために、緑地の保全および緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律。

## **【な行】**

### **農業振興地域**

農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、自然的・経済的・社会的条件を考慮して一体として農業の振興を図るために県知事が指定する地域。

### **農用地区域**

農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域整備計画」において、積極的な農業施策の展開と農地の保全を図るために指定された区域。

## **【は行】**

### **ヒートアイランド現象**

都市部の気温が、郊外に比べて島状に高くなる現象。原因として、水辺や緑地の不足、都市地表面のアスファルトやコンクリートへの蓄熱等が考えられている。

### **ふるさとの緑の景観地**

埼玉県ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、相当規模（概ね 5ha 以上）にわたり、ふるさとを象徴する緑を形成している地域を知事が指定したもの。

### **保安林**

森林法に基づき、水源のかん養、土砂災害等の防止等、公共の目的を達成するために指定される森林。それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、伐採や開発に制限が加えられる。

### **保存樹木等**

狭山市緑化推進及び緑地保全に関する条例に基づき、良好な自然環境を保全するため狭山市が指定するもの。

## **【ま行】**

### **マルチング**

植物を植えた土の上を覆って冬の寒さをしのぎ、虫の被害から植物を守ること。

## **緑の基本計画**

都市緑地法に基づき、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関してその将来像や目標、施策等を定めるマスタープラン。

## **【ら行】**

### **緑地、緑地率**

都市緑地法において定義される樹林地、草地、水辺地など。一定の区域や敷地等の面積に占める緑地の割合。

### **緑化地域**

都市計画によって定められる地域地区のひとつで、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域をいう。